

# 令和 3 年第 2 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 3
2	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第12号）	P 3
3	議案説明資料 参照法令等	P 5
4	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 6

ただいま上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 1 件及び予算 1 件であります。

議案第 1 号は、さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する看護師における勤務 1 時間当たりの報酬額を 3,000 円とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 702 万 5 千円を追加し、予算の総額を 243 億 6,811 万 9 千円とするものであります。

歳入では、19 款繰入金で、さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 702 万 5 千円を追加し、計上いたしました。

歳出の主なものでは、3款民生費で、障がい者施設等検査費用助成事業費 2,000 万円、高齢者施設等検査費用助成事業費 2,800 万円、4款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金事業費 1,400 万円、6款農林水産業費で、新型コロナウイルス対策農業者向け緊急支援事業費(第2弾)1,702万5千円、7款商工費で、新型コロナウイルス緊急支援事業費(第2弾) 5,950 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

また、既定予算の見直しを行い、歳出の該当箇所を減額し、それぞれ計上いたしました。

第2表繰越明許費の補正は、障がい者施設等検査費用助成事業ほか4件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）(1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症のまん延を予防するために必要な予防接種を行う職務に従事した場合のパートタイム会計年度任用職員である看護師の報酬の特例)</u></p> <p>4 <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種を行う職務に従事した場合のパートタイム会計年度任用職員である看護師の勤務1時間当たりの報酬額については、第17条第3項の規定にかかわらず、3,000円とする。</u></p> <p>5 <u>前項の場合における第19条から第21条までの規定の適用については、これらの規定中「第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」とあるのは「3,000円」と、第19条第1項ただし書中「同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」とあるのは「3,000円」とする。この場合において、第26条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>6 <u>第22条の規定は、前2項の規定により報酬を支給する場合について準用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>